

令和元年度 公文書開示状況（8月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R1. 7. 18	R1. 8. 1	情報公開課村田課長代理及び総務課人事担当高野主任は、令和元年〇月〇日の都民対応テーブル上で「手引き」における解釈について、30〇〇第〇〇号で開示された中央研修資料の非開示の考え方と異なる主張を行ったため、手引きと研修資料の考え方が異なる主張をしてもよいことが分かる服務上、接遇上等の資料				1											当該手引き及び中央研修資料の考え方は同一であるべきであり、服務上、接遇上、異なる主張をしても良いとする資料等を作成する必要はないため、開示請求内容に係る公文書は、実施機関において取得及び作成しておらず、存在しないため	生活文化局総務部総務課
2	R1. 7. 18	R1. 8. 1	都民が問い合わせを行った目的以外の都民対応一連を「苦情処理等シート」に記載できることが分かる資料（地方公務員法第31条）				1											都民から寄せられた相談、提言、要望等については、その記録内容を限定する基準を設けていない。開示請求内容に係る公文書は、実施機関において取得及び作成をしておらず、存在しないため	生活文化局総務部総務課
3	R1. 7. 22	R1. 8. 2	商品テスト報告書	9	1						1	1					1	(7条2号) 特定の個人の相談に関する内容は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため (7条3号) 事業者及びその商品に関する情報は、公にすることにより、事業者が特定され、当該事業者の社会的信用の低下を招くなど競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため (7条6号) 事業者に関する情報及び相談者から聞き取った苦情品の使用状況は、開示することにより、相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局消費生活総合センター相談課

令和元年度 公文書開示状況（8月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
4	R1. 7. 11	R1. 8. 6	知事部局内の各課で行っている「苦情処理シート」、「起案文書」及び「対応メモ」の一部開示決定について、非開示部分が異なる。同様な対象公文書であるにも関わらず、なぜ非開示部分が異なるのか。この理由が分かる文書。				1											知事部局内の各課で行っている「苦情処理シート」、「起案文書」及び「対応メモ」の一部開示決定について、非開示部分が異なる理由が分かる文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課
5	R1. 7. 26	R1. 8. 7	特定非営利活動法人〇〇の設立時の認証書の写し				1											請求に係る対象の公文書は、保存期間が過ぎており、保有しておらず、存在しないため	生活文化局都民生活部管理法人課
6	R1. 6. 20	R1. 8. 15	宗教法人〇〇の規則認証に係る書類（昭和〇年〇月〇日申請） 宗教法人△△の規則認証に係る書類（昭和△年△月△日申請）	49	1						1	1	1					(7条2号) 申請人を除いた責任役員の氏名、信者、利害関係人等の住所及び氏名については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため (7条4号) 印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7条3号) 定期法要、布教の実施の内容等については、宗教法人の内部管理に関する情報であり、宗教行為及び信仰に関連する情報が含まれているため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため	生活文化局都民生活部管理法人課

令和元年度 公文書開示状況（8月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
7	R1. 8. 1	R1. 8. 15	東京都組織規程において、生活文化局総務部総務課人事担当が都民の個人情報を扱うことが具体的に分かる資料				1												東京都組織規程上、生活文化局総務部総務課人事担当が都民の個人情報を扱うことに関する具体的な定めはないため、開示請求内容に係る公文書は、実施機関において取得及び作成をしておらず、存在しないため	生活文化局総務部総務課
8	R1. 7. 3	R1. 8. 21	宗教法人〇〇の規則認証に係る書類（昭和〇年〇月〇日申請）	22	1						1	1	1						(7条2号) 申請人を除いた責任役員の氏名、信者、利害関係人等の住所及び氏名については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため (7条3号) 定期法要、布教の実施の内容等については、宗教法人の内部管理に関する情報であり、宗教行為及び信仰に関連する情報が含まれているため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため (7条4号) 印影及び境内建物の見取図等については、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれが認められるため	生活文化局都民生活部管理法人課
9	R1. 8. 10	R1. 8. 23	特定非営利活動法人〇〇が認証されたことが分かる書類				1												請求に係る対象の公文書は、保存期間が過ぎており、保有しておらず、存在しないため	生活文化局都民生活部管理法人課
10	R1. 8. 10	R1. 8. 23	特定非営利活動法人〇〇の平成〇年〇月〇日付設立認証申請書類	43	1						1	1							(7条2号) 社員等の氏名、郵便番号、住所等については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条4号) 印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれため	生活文化局都民生活部管理法人課

令和元年度 公文書開示状況（8月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号	
11	R1.8.18	R1.8.29	特定非営利活動法人〇〇の平成〇年〇月〇日付設立認証申請書類及び認証書	47		1														(7条2号) 社員等の氏名、郵便番号、住所等については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条4号) 印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれため	生活文化局都 民生活部管理 法人課
12	R1.8.16	R1.8.30	特定非営利活動法人〇〇の平成〇年〇月〇日付特定非営利活動法人設立認証申請書類。 外18件	186		1														(7条2号) 社員等の氏名、郵便番号、住所、電話番号等については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号) 役員報酬の有無等については、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため (7条4号) 印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれため	生活文化局都 民生活部管理 法人課